○うるま市固定資産税の課税免除に関する条例

平成31年3月30日

条例第11号

うるま市固定資産税の課税免除に関する条例(平成24年うるま市条例第22号)の 全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定に基づき、 固定資産税の課税免除を行うことにより、本市産業の振興及び雇用の拡大に寄与する ことを目的とする。

(用語)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 観光地形成促進地域 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号。以下「沖振法」という。)第6条第2項の規定により定められた同項第2号の観光地形成促進地域をいう。
 - (2) 情報通信産業振興地域 沖振法第28条第2項の規定により定められた同項 第2号の情報通信産業振興地域をいう。
 - (3) 産業高度化・事業革新促進地域 沖振法第35条第2項の規定により定められた同項第2号の産業高度化・事業革新促進地域をいう。
 - (4) 国際物流拠点産業集積地域 沖振法第41条第2項の規定により定められた 同項第2号の国際物流拠点産業集積地域をいう。
 - (5) 離島 沖縄振興特別措置法施行令(平成14年政令第102号。以下「沖振 法施行令」という。)第1条の規定により定められた島をいう。
 - (6) 促進区域 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。)第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。
 - (7) 促進区域対象施設 地域未来投資促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤 強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第

- 94号) 第2条に規定する対象施設をいう。
- (8) 青色申告者等 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第40号 又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第37号に規定する青色申告書を 提出する個人若しくは法人又は法人税法第81条の22第1項の規定による申告 書を提出する法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人若しくは当 該連結親法人との間に同条第12号7の7に規定する連結完全支配関係にある同 条第12号の7に規定する連結子法人をいう。

(観光地形成促進地域における課税免除)

第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から 平成33年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除 又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下「特定民間観光関連施設」という。)を新設し、又は増設した青色申告者等について、沖振法第8条で定める特定民間観光 関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成33年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに揚げるものに限る。)の取得価格の合計額が1,000万円を超えるもの(以下「情報通信産業振興地域対象設備」という。)又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価格の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増

設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物若 しくはこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土 地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当 該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課 する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を 免除する。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成33年3月31日までの期間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって取得価格の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価格の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた青色申告者等について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置、家屋若しくはこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分については、課税を免除する。

(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成33年3月31日までの期間に、国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第3号又は第45条第1項の表第3号の規定の適用を受ける設備であって、取得価格の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置で、これらの取得価格の合計額が100万円を超えるものを新設し、又

は増設した青色申告者等について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置、家屋若しくはこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分については、課税を免除する。

(離島の地域における課税免除)

第7条 市長は、離島の地域内において、離島として定められた日から平成33年3月31日までの間に、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業(これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。)の用に供する旅館・ホテル用又は簡易宿所用の建物(その構造及び設備が旅館業法第3条第2項に規定する基準を満たすものに限る。)及びその付属設備であって、取得価格の合計額が1,000万円を超えるものを新設し、又は、増設した青色申告者等について、当該事業に係る家屋又はこれらの敷地である土地(この条における青色申告者等が取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とするこの条における家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分については、課税を免除する。

(促進区域における課税免除)

第8条 市長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(当該同意の日が平成31年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「同意日」という。)から起算して5年内に促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者(地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。)について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合に

おける当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、課税を免除する。

(課税免除の申請)

- 第9条 第3条から前条までの規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に対し課税免除の申請をしなければならない。 (申請事項等の変更による届出)
- 第10条 前条の規定により、課税免除を受けている者が、次の各号のいずれかに該当 したときは、当該事実が生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければな らない。
 - (1) 前条に定める申請書の記載事項に変更があったとき。
 - (2) 事業を休止し、又は廃止したとき。

(課税免除の取り消し等)

- 第11条 市長は、課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、課税免除を取り消し、又は停止することができる。
 - (1) 第3条から第8条までのいずれかに規定する課税免除の要件を欠いたとき。
 - (2) 事業を休止し、若しくは廃止したとき、又は休止し、若しくは廃止の状態にあると認められるとき。
 - (3) 市税、使用料その他の公課を滞納したとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により、課税免除の適用を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により課税免除の決定を取り消した者に対し、相当額の固定資 産税を賦課徴収することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で 定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年3月31日以前に改正前のうるま市固定資産税の課税免除に関する条

例第3条から第8条までの規定により、固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。